なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である京都府知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成５年12月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年３月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、オヤニラミ及びギフチョウ等の生息が確認されている。このうち、オオタカ及びサシバについては、営巣は確認されておらず、同様の生息環境が周辺に広く存在することから影響は小さいとされている。ホトケドジョウ、オヤニラミ及びギフチョウについては、同様の生息環境が周辺に広く存在することなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ等の生育が確認されているが、同様の生育環境は周辺に広く存在することから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち９箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る２箇所についても京都府教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と京阪神都市部とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成６年２月14日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、取得必要面積、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道及び準用河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本地域と京阪神都市部とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、一般国道９号及び一般国道27号には線形不良区間があることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、京都府知事を会長とする京都縦貫自動車道・新名神高速道路等整備促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　京都府船井郡京丹波町役場

○港則法施行令第四十二条の水路測量の実施について告示

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三三度一一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三二度二二分東経一三三度一三分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三二度五五分四〇秒東経一三三度三四分二〇秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三二度五八分二〇秒東経一三二度二九分四〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三三度四〇分二二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度二五分四八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十四年二月二十四日から平成二十四年三月八日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第六号（平成二十四年二月十日発行）、四管区水路通報第六号（平成二十四年二月十五日発行）、五管区水路通報第六号（平成二十四年二月十日発行）、十管区水路通報第六号（平成二十四年二月十日発行）により通報